

科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会運営規則

平成 13 年 5 月 15 日
科学技術・学術審議会
技術・研究基盤部会
産学官連携推進委員会決定
平成 15 年 2 月 7 日一部改正
平成 19 年 4 月 3 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令(平成 12 年政令第 279 号)、科学技術・学術審議会運営規則(平成 13 年 2 月 16 日科学技術・学術審議会決定)及び科学技術学術審議会技術・研究基盤部会運営規則(平成 13 年 4 月 25 日科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会決定)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(ワーキング・グループ等)

第 2 条 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、ワーキング・グループ又は、小委員会(この条において以下「ワーキング・グループ等」という。)を置くことができる。

- 2 ワーキング・グループ等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)は、委員会の主査が指名する。
- 3 ワーキング・グループ等にワーキング・グループ等の主査を置き、当該ワーキング・グループ等に属する委員等のうちから委員会の主査が指名する者が、これに当たる。
- 4 ワーキング・グループ等の主査は、当該ワーキング・グループ等の事務を掌理する。
- 5 ワーキング・グループ等の会議は、ワーキング・グループ等の主査が召集する。
- 6 ワーキング・グループ等の主査は、ワーキング・グループ等の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 ワーキング・グループ等の主査に事故があるときは、当該ワーキング・グループ等に属する委員等のうちからワーキング・グループ等の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 ワーキング・グループ等の主査は、ワーキング・グループ等における調査の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(議事)

第 3 条 委員会、ワーキング・グループ及び小委員会(以下「委員会等」という。)は、当該委員会等に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会等の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、主査

の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 委員会等の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 委員会の主査、ワーキング・グループの主査又は小委員会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響の生じるものとして、委員会等において非公開とすることが適当であると認める案件

(同前)

第5条 委員会の主査又、ワーキング・グループの主査又は小委員会の主査は、委員会等の会議の議事録を作成し、~~委員会に諮った上で、これを公表公開~~するものとする。

- 2 ~~委員会等の会議~~が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、委員会の主査又、ワーキング・グループの主査又は小委員会の主査が~~委員会等会議~~の決定を経て当該部分の議事録を非公開とすることができる。